

— 令和5年度中小企業特許技術取得事業補助金 募集要領 —

～～ 特許技術の取得を進める中小企業を支援します ～～

公募期間

**令和5年12月28日（木） 必着**

**※先着順となります。**

補助の概要

補助対象事業	新技術及び新製品の開発等を目的とした国内特許の出願又は出願に伴う審査請求
補助対象経費	国内特許の取得に係る経費（出願料、審査請求料、弁理士への報酬及び電子化手数料等）
補助対象者	<p>■ 本市に事業所等を有する、中小企業基本法で定める中小企業者及び各種組合等</p> <p>※ いずれも日立市内の事業所等での取組に限ります。</p> <p>※ 市税に未納のある方、暴力団関係者及びみなし大企業は対象外</p> <p>※ みなし大企業の定義は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</li> <li>・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</li> </ul>
補助対象期間	<p>【特許出願又は審査請求】 令和5年1月1日から令和5年12月28日まで</p> <p>【経費支払】 特許出願の1年前から令和5年12月28日まで</p> <p>※同一案件を複数回申請することはできません。</p>
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助金限度額	<p>1件あたり30万円まで（千円未満切捨て）</p> <p>※ 同一年度内におけるご申請は1事業者当たり1回までです。</p>

対象となる出願及び審査請求

特許出願の 1年前	令和5年 1月	4月／募集開始	12月／募集締切
<p>特許出願又は審査請求</p>			
<p>経費支払</p>			
↑ 特許出願の1年前以降から補助金申請日までに支払った経費が対象			

### 補助事業の流れ



### 補助対象となる各種組合等

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生協同組合、有限責任事業組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工協同組合、森林組合等

### 申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 事業報告書
- 補助事業に要した経費及び内容に係る証拠書類
  - ・ 特許出願・審査請求に関する書類
  - ・ 対象経費の証憑書類（領収書、請求書）
  - ・ その他事業内容の説明に参考となる資料

※ この他にも補助事業の内容等を確認するために、追加の資料のご提供をお願いする場合があります。

### 申請に関する注意事項

- 1 国、県及び支援機関等が補助する他の制度（助成金、補助金、委託費等）の対象経費との重複はできません。
- 2 出願人の変更などの既存特許の名義変更により特許を取得する事業は対象となりません。
- 3 申請者（個人事業者の場合は代表者）が出願人となる特許出願が対象となります。
- 4 補助対象要件を確認するため、本事業の担当職員が申請者の市税の滞納状況を閲覧及び確認させていただきます。
- 5 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 6 補助事業の実績等を確認するため、事業完了後のフォローアップ調査等を依頼する場合があります。
- 7 中小企業者の定義の詳細につきましては、以下中小企業庁のHPリンクからご確認ください。

[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 工業振興係 担当：草野、根本

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

電話：0294-22-3111（内線471、775）

IP：050-5528-5104

Eメール：[shoko@city.hitachi.lg.jp](mailto:shoko@city.hitachi.lg.jp)

HP：<https://www.city.hitachi.lg.jp/jigyoku/004/001/p078444.html>

